

## ちばぎんインターネットEBサービスによるAPI連携機能利用規定

「ちばぎんインターネットEBサービス（API連携機能）利用規定（以下「本規定」といいます。）」は、株式会社千葉銀行（以下「当行」といいます。）が提供する「ちばぎんインターネットEBサービス（以下「Web-EB」といいます。）」において、当行が契約を締結した外部事業者（以下「外部事業者」といいます。）のうち、Web-EB契約者（以下「契約者」といいます。）とサービス利用契約を締結した外部事業者の提供するサービス（以下「外部サービス」といいます。）と、Web-EBの口座情報を当行が有するAPI（第1条第1項に定義します。）により連携（第1条第2項に定義します。）させる場合の取り扱いを定めるものとします。

本サービス（第1条第3項に定義します。）の利用は、本規定のほか、「ちばぎんインターネットEBサービスご利用規定」の内容を十分に理解したうえで、自らの責任において、本サービスを利用するものとします。

### 第1条（API及びAPI連携機能の内容）

- (1) 「API」（Application Programming Interface）とは、お客様の同意に基づいて銀行等のシステムに外部から接続して安全に情報を取得することができるようにするためのプログラムを指します。
- (2) 「連携」とは、契約者の口座情報が、当行から外部事業者に対し、契約者を介さずに直接提供することを指します。
- (3) 「本サービス」とは、契約者が外部サービスの利用を希望する場合に、当行が、契約者の口座情報を外部事業者との間において契約者を介さずに直接提供するサービスを指します。
- (4) 本サービスの利用にあたっては、契約者は本サービスのご契約とは別に、外部事業者とのサービス利用契約が必要となります。契約者は自らの判断と責任において、外部事業者との契約を行うものとします。
- (5) 本サービスの対象となるWeb-EBの機能は外部サービスにより異なる場合があります。

### 第2条（外部事業者に提供する口座情報）

本サービスにおいて、当行が外部事業者へ提供する契約者の口座情報は以下のものとします。

- (1) Web-EBに登録された口座のうち、契約者が外部事業者への提供に同意した口座（以下「登録口座」といいます。）の店番号、口座種別、口座番号等
- (2) 登録口座にかかる預金残高、入出金明細

### 第3条（手数料等）

本サービスの利用にあたっては、当行が別途定める場合を除き、追加利用手数料は発生しません。なお、外部サービスのご利用にあたっては、外部事業者に対して、外部事業者所定の利用手数料等の支払が必要となる場合があります。

#### 第4条（サービスの利用）

- (1) 契約者は、本サービスの利用開始にあたっては、本規定の内容を十分に理解し、それらが適用されることを承諾したうえで、以下の手続きを行うものとします。
- ①外部サービスを経由して、「ちばぎんインターネットE-Bサービスご利用規定」2.（本人確認、依頼内容の確定）に定める本人確認を行う。
- ②外部サービスを確認のうえ、本サービスの対象となるWeb-E-Bの機能のうち連携する機能を選択し、当行に対し、口座情報が提供されることの同意を行う。
- (2) 契約者は、本サービスの利用にあたっては、前項の手続きにより外部サービスの認証情報をもつて本人確認を行うこと、および口座情報の提供に同意をした範囲で、口座情報が当行から外部事業者に契約者を介さずに直接提供されることに、同意するものとします。
- (3) 第1項の方法に従って本人確認のうえ、外部事業者が外部サービスの提供に必要な口座情報を照会した場合、当行は契約者本人から口座情報の照会があったものとみなします。
- (4) 第1項の方法に従って本人確認のうえ、外部事業者が外部サービスから振込・振替等手段を問わず、当行が提供する資金移動を伴うサービス（以下、「資金移動」といいます。）にかかる指示を当行に対して行った場合、当行は契約者本人から資金移動に係る指示があつたものとみなします。
- (5) 契約者は、本サービスの利用によりまたはこれに付随もしくは関連して、口座情報が外部事業者に開示・提供されることについて、あらかじめ同意します。
- (6) 第1項により本サービスの利用を開始した契約者は、当行所定の方法により、外部サービス毎に本サービスの利用を取り止めることができます。なお、取り止めの手続きにより、当該外部サービスとの連携が解除されます。再度利用を開始する際は、改めて第1項記載の手続きが必要となります。

#### 第5条（免責事項）

- (1) 外部サービスは専ら外部事業者が提供するものであり、外部サービスの利用またはこれに付随もしくは関連して契約者または第三者に生じた損害について、当行は責任を負わないものとし、当該損害の賠償および補償については、契約者と外部事業者との間で解決されるものとします。
- (2) 当行は、本サービスに関し、外部サービスと本サービスとの口座情報の連携が常時適切に行われること、口座情報の内容が正確性、的確性、信頼性、適時性を有すること、外部事業者のシステム管理体制その他のセキュリティ、顧客保護態勢、信用性等が十分であること、外部事業者が知的財産権その他の権利を侵害していないことについて、一切の保証を行うものではなく、これらに起因して生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 当行は、本サービスに関する技術上の理由または当行の業務上の理由もしくはセキュリティ、保守等の理由その他に基づき当行が必要と判断する場合、契約者に事前に通知することなく、本サービスの全部または一部を変更、停止、または終了する場合があり、これらに起因して生じた損害について、当行は責任を負いません。
- (4) 本サービスの利用に関し、不正アクセス、情報流出・情報漏えい等が生じた場合、そのために契約者に生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行は責任を負いません。

## 第6条（反社会的勢力でないことの表明・確約）

(1) 契約者（法人の場合は役員を含む。以下本条において同じ。）は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係事業者、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずるもの（以下これらを「反社会的勢力」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約していただきます。

- ①反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ②反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
- ④反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑤役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

(2) 契約者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約していただきます。

- ①暴力的な要求行為
- ②法的な責任を越えた不当な要求行為
- ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
- ⑤その他前各号に準ずる行為

(3) 契約者が、反社会的勢力もしくは前々項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または前々項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、当行は、本サービスの利用を停止することができるものとします。

## 第7条（規定の準用）

本サービスに関し、本規定に定めていない事項については、「ちばぎんインターネットE-Bサービスご利用規定」を準用するものとします。

## 第8条（本規定の変更）

- (1) 本規定は、当行の都合で改廃・変更することがあります。規定の変更日以降は、契約者は変更後の規定に従うものとし、この変更によって生じた損害について当行は一切の責任を負いません。
- (2) 本規定の改廃・変更については、当行所定の方法により告知することとします。

## 第9条（準拠法・管轄）

- (1) 本規定の準拠法は日本法とします。
- (2) 本規定に関する訴訟については、当行本店の所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とします。